

「九州・山口 大学生等ライフデザインセミナー」業務委託仕様書

1 事業の目的

九州・山口出身の主に首都圏・関西圏に在住する大学生等を対象に、就職やその先にある結婚や子育て等今後の人生を考える機会を与えるとともに、九州・山口の暮らしやすさや魅力を伝えることで、圏域内への地元回帰を促進する。

2 委託業務

「九州・山口 大学生等ライフデザインセミナー」業務の企画・運営業務

3 委託業務の内容

(1) セミナーの形態

- ・オンライン形式とすること。参加者がパソコンやスマホ等で参加できること。
- ・一方通行ではなく双方向型のコミュニケーションを図ることができるセミナーを開催すること。(受講者同士のコミュニケーションは必要としない。)
- ・セミナー主催者(出演者含む)側は、開催するにあたり適切な会場一か所に集まり、セミナーを開催すること。その会場は、九州内とすること。

(2) セミナーの回数及び日程

- ・開催回数は1回とする。
- ・学生等が参加しやすい日時設定を行うこと。

(3) 参加者の構成及び人数

- ・九州・山口出身の主に首都圏・関西圏に在住する大学生等(大学生、大学院生、短大生、専門学校生)を対象とする。ただし、九州・山口出身以外の大学生等も参加可能とする。
- ・参加人数の定員は、180名以上とすること。
(180名の内訳：1県当たり20名程度)

(4) 参加費

- ・参加費は無料とする。

(5) 名称の設定

- ・参加対象者の興味・関心を引き、積極的に参加したいと思う、魅力的な名称を提案すること。

(6) 内容の設定

【基本構成】

- ）主催者等挨拶
- ）講師によるライフデザインについての講演
- ）九州・山口在住の登壇者によるトークセッション

- ・講演・トークセッションは、参加者が結婚等についてポジティブなイメージを持ち、リアリティをもってこれからの人生を深く考えてもらえるような内容にすること。また、首都圏又は関西圏と九州・山口地域の生活環境の違い、地元の暮らしやすさや魅力を実感できる内容とすること。

- ・講演・トークセッションは、一方通行ではなく双方向型のコミュニケーションを図ることができるセミナーを開催すること。
- ・トークセッションの登壇者は、参加者にとって、ロールモデルとなり得る20～35歳の九州・山口在住の男女4～5名程度とすること。
- ・本業務の目的を達成するために高い効果が見込めるセミナーの内容について、具体的に提案すること。また、当該内容に基づいた所要時間を提案すること。
- ・上記、基本構成の()～()の他にも本事業目的を達成するために効果的な提案があれば盛り込むこと。

(7) 講師、登壇者及び司会者の選定・連絡調整等

- ・講師、司会者について具体的に提案すること。(選定理由及び略歴等を示すこと)
- ・トークセッションの登壇者については、受託後、県と十分協議のうえ、決定すること。
- ・セミナーで使用する資料等の準備について、講師と調整すること。
- ・講師、司会者及びトークセッション登壇者に係る謝金及び旅費等の支払い業務を行うこと。

(8) 広報、参加者の募集・取りまとめ

- ・セミナー周知のチラシ・ポスターを作成・配布、SNSや受託者のネットワークの活用等による広報活動を実施すること。
- チラシ：5,000部程度 ポスター：500部程度
- ・特に大学等と連携し、広く参加対象者に広報を行うこと。
- ・参加対象者に対して、効果的に周知できる広報活動のアイデア等について、具体的に提案すること。(これまでの広報活動の効果・実績についても示すこと)
- ・募集締切日を設定して参加者募集を行い、応募者多数の場合は抽選により参加者を決定すること。

(9) セミナーの運営

- ・セミナー運営に関する全般業務を行うこと。具体的には、講師、司会者、トークセッション登壇者への対応、シナリオ作成、記録(写真・ビデオ等)、運営に関する人材の手配等を行うこと。
- ・開催するスタジオ等、場所を確保すること。
- ・必要に応じて、手話通訳、要約筆記を手配すること。
- ・参加者に対して、意識・行動の変化等に関するアンケート調査の実施・結果の集約を行うこと。

(10) セミナーの記録動画の提供

- ・当日のセミナーを記録し、各県のHP等に掲載できるよう、記録媒体の提供を行うこと。

(11) 業務の報告

- ・事業の実施状況等について、適宜県に報告を行うこと。

4 業務委託期間 契約締結の日～令和3年3月31日まで

5 委託料 3,195千円以内(消費税額及び地方消費税額を含む。)

- 6 完了報告 委託業務完了後直ちに、業務完了報告書を提出すること。
- 7 委託料の支払い 完了払（必要に応じて前金払ができる。）
- 8 留意事項
- ・提案の積算に当たっては、妥当性があり、実現可能なものとなるよう十分精査すること。
 - ・本業務の実施に当たっては県と十分協議するとともに、責任者を明確にし、業務に係る県からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。また、個人情報の管理に十分注意するとともに、業務上知り得た情報を漏洩してはならない。
 - ・参加者との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。
 - ・事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症防止対策を十分に図ること。
 - ・本業務において作成したデータやイラスト、文書等の著作権は、全て九州地域戦略会議に帰属するものとする。
 - ・業務の各過程においては、県と十分な協議、連携の上、行うこと。